平成13年(木)第3411号 不正競争行為差止請求控訴事件(平成13年9月1 8日口頭弁論終結。原審・静岡地方裁判所平成11年(ワ)第860号)

決

控訴人(被告) トーアエイト株式会社

訴訟代理人弁護士 廣瀬清久

株式会社新トーア 被控訴人(原告) 訴訟代理人弁護士 增田堯、松田康太郎

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。」との判決を 求めた。
- 被控訴人は、控訴人が被控訴人の営業秘密であるカートクレーンの設計図 2 (本件各設計図)を不正取得し、これを使用してクレーンを製造販売したために、 被控訴人の営業上の利益が侵害されているとして、不正競争防止法3条1項に基づ き、クレーンの製造、展示及び譲渡の禁止を求め、また、同条2項に基づき、クレ ーン及び半製品の廃棄等を求めたのに対し、原判決は、被控訴人の請求を認容し た。事案の概要は、原判決事実及び理由の第2に記載のとおりである。
- 控訴理由の骨子は次のとおりである。) 被控訴人の本訴請求は、平成8年11月1日付けの被控訴人と株式会社ト -ア(旧ト―ア)との間で締結された営業譲渡契約(乙5)の締結が根拠となって いるが、未清算金1億7601万0611円が、被控訴人から旧トーアに支払われ ておらず、被控訴人は債務不履行状態にあったから、旧トーアの本件第2次解除 (原判決事実及び理由第2の1(14)) は有効に効力を生じている。
- (2) 旧トーアは被控訴人に対し、平成10年9月25日付け書面にて本件第1次解除(原判決事実及び理由第2の1(6))及び財産返還請求の通知をしている。こ の時点で、被控訴人は旧トーアが本来持つべき本件各設計図に対し、権利の帰属を 主張し得ない立場にあった。しかも、被控訴人は、平成10年9月10日には手形 不渡事由を発生させている。このような状況の下では、旧トーアの代表者Aが本件 各設計図を複写してコピーを保持することは、やむを得なかったものである。した がって、控訴人の本件各設計図の取得も不正なものではない。
- (3) 本件第2次解除後に至っても、被控訴人は前記営業譲渡契約の清算を長引かせた。そのため、旧トーアないし控訴人がクレーンの製造、販売ができないのは、法的均衡、公平の原則に反する。被控訴人の本訴請求は権利の濫用である。 4 原判決事実及び理由中の第2の1の争いのない事実等及び第3の争点に対す
- る判断で認定された事実(当裁判所も、原判決がそこで説示するとおりの事実関係 を認めるものである。)によれば、以下のとおり評価することができる。

平成8年9月20日付け営業譲渡契約書(甲12)に基づいて、旧トーアが被控 訴人に本件各設計図の一部を含む旧トーアの財産を譲渡したにもかかわらず(この 契約書が有効なことは、旧トーアと被控訴人との間の平成10年12月25日付け本件和解協定(乙3)によって、確認されている。)、旧トーアの代表取締役であったAは、被控訴人に無断で平成10年9月15日ころから本件各設計図(被控訴 人が旧トーアから譲り受け、また、被控訴人において新たに作成し、被控訴人内に おいて保管していたもの)のコピーを開始していたものである。Aによって設立さ れた控訴人は、このコピーされた本件各設計図を取得したものであるが、これが、 不正競争防止法2条1項4号所定の「その他の不正の手段」によったものであるこ とは明らかである。

本件第2次解除が効力を生じないものであることは、原判決事実及び理由第3の 1(2)イ(ウ)cに説示のとおりであり、本件第1次解除が本件和解協定において旧トーアにより撤回されたものであることは、原判決事実及び理由第2の1(8)、第3の 1(2)イ(ウ)a(a)に説示のとおりである。そして、本訴請求をもって権利の濫用に該 当するものということができないのは、原判決事実及び理由第3の4において説示 するとおりである。

その他、被控訴人の本訴請求を認容すべき理由については、原判決事実及び理由 第3において説示されているとおりであり、控訴人の当審における主張をもってし ても、この説示は左右されない。 5 本件控訴は理由がなく、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第18民事部

 裁判長裁判官
 永
 井
 紀
 昭

 裁判官
 塩
 月
 秀
 平

 裁判官
 古
 城
 春
 実